

文京区立学校施設使用条例施行規則

○文京区立学校施設使用条例施行規則

昭和五十九年三月三十一日

文教委規則第三号

改正 平成四年六月二六日文教委規則第一二号

平成六年六月二八日文教委規則第五号

平成一二年一二月二〇日文教委規則第二六号

平成一五年三月一二日文教委規則第一号

令和四年五月一六日文教委規則第六号

東京都文京区立学校設備使用条例施行規則(昭和三十九年三月文京区教育委員会規則第二号)の全部を改正する。

(趣旨等)

第一条 この規則は、文京区立学校施設使用条例(昭和五十九年三月文京区条例第十五号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

2 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(使用申請)

第二条 学校施設を使用しようとする者(以下「使用予定者」という。)は、文京区立学校施設使用・減額・免除申請書(別記様式第一号。以下「使用減免申請書」という。)により委員会に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、当該者が文京区立学校施設に係る文京区インターネット施設予約システムの利用に関する規則(令和四年五月文京区教育委員会規則第五号。以下「施設予約システム規則」という。)第七条第一項ただし書に該当するときは、当該申請をすることができない。

(申請の受付)

第三条 前条の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に受け付ける。ただし、各期間の初日が十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(以下「年末年始の休日」という。)に当たるときはその翌日から、その期間の末日が年末年始の休日に当たるときはその前日まで受け付ける。

一 使用予定者(法人その他の団体にあつては、当該団体の構成員の過半数)が区の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者(以下「区民等」という。)であつて、次のいずれかに該当し、かつ、委員会が認めた場合に係る抽選申込み 使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の前月の一日から七日まで

ア 使用予定者が団体である場合において、当該団体の構成員の過半数が施設予約シス

文京区立学校施設使用条例施行規則

テム規則第三条第一項の利用登録においてホームグラウンドとして指定した学校の児童又は生徒であり、かつ、当該団体の活動に参加している場合

イ 使用予定者が文京区学校運営協議会規則(平成二十三年三月文京区教育委員会規則第二号)第二条の規定により設置された協議会の委員として当該申請に係る学校の運営に協力している場合又はその者が属する法人その他の団体が使用する場合

ウ 使用予定者が文京区地域学校協働本部事業要綱(二十三文教教庶第千七百三十一号)第四条の規定により設置された地域学校協働本部の構成員として当該申請に係る学校における教育に対する支援活動を行っている場合又はその者が属する法人その他の団体が使用する場合

エ 当該申請に係る学校の通学区域(文京区立小学校及び中学校の通学区域並びに就学指定に関する規則(平成十四年十月文京区教育委員会規則第二十四号)別表に規定する通学区域をいう。)内に所在する町会又は自治会がその活動に使用する場合

オ その他委員会が特に理由があると認めた場合

二 空き施設の申込み 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア 区民等、法人その他の団体のうち当該団体の構成員の過半数が区民等であるもの又は委員会が認めた者 使用日の属する月の前月の八日から使用日の十四日前まで

イ その他の者 使用日の属する月の前月の十二日から使用日の十四日前まで

2 区又は委員会が学校施設を行政目的で使用する場合は委員会が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず申請を受け付けることができる。

3 第一項第一号に規定する抽選申込みの上限回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数とする。

一 小学校 十回

二 中学校 五回

(使用の承認等)

第四条 前条第一項第一号に係る使用の承認は、同号に定める期間が満了する日の翌日に抽選により決定する。

2 前条第一項第二号に係る使用の承認は、申請の順序により決定する。

3 委員会は、前二項の規定により使用の承認をしたときは、文京区立学校施設使用・減額・免除承認書(別記様式第二号。以下「使用減免承認書」という。)を交付する。

4 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、学校施設を使用する際に前項の規定により交付を受けた使用減免承認書を係員に提示しなければならない。

文京区立学校施設使用条例施行規則

(使用の変更)

第五条 使用者は、使用日時、使用する学校施設その他の使用の承認を受けた事項の変更(以下「使用の変更」という。)をしようとするときは、文京区立学校施設使用変更・還付申請書(別記様式第三号。以下「変更等申請書」という。)に交付を受けた使用減免承認書を添えて委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による使用の変更の申請は、使用の承認を受けた日から使用日の十四日前まで行うことができる。ただし、使用日時又は使用する学校施設の変更を含む使用の変更については、一回に限る。

3 第三条第一項ただし書及び第二項の規定は、使用の変更について準用する。

4 委員会は、第一項の規定により使用の変更の承認をしたときは、文京区立学校施設使用変更承認書(別記様式第四号。以下「使用変更承認書」という。)を交付する。

5 使用者は、使用の変更の承認を受けた後の使用料が既納の使用料より多いときは、その差額を納付しなければならない。

6 使用者は、第一項の規定により使用の変更の承認を受けた学校施設を使用するときは、第四項の規定により交付を受けた使用変更承認書を係員に提示しなければならない。

(使用の取消し)

第六条 使用者は、学校施設の使用の取消し(以下「使用の取消し」という。)をしようとするときは、文京区立学校施設使用取消・還付申請書(別記様式第五号。以下「取消等申請書」という。)に交付を受けた使用減免承認書(使用の変更の承認を受けた使用の取消しをしようとするときは、使用変更承認書)を添えて委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の規定により使用の取消しを承認したときは、文京区立学校施設使用取消承認書(別記様式第六号)を交付する。

(使用料の減免)

第七条 条例第六条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- 一 区又は委員会が行政目的のために使用するとき。 免除
- 二 官公署が区民を対象とする事業に使用するとき。 五割減額
- 三 委員会に社会教育関係団体として登録されている団体が社会教育活動に使用するとき。 五割減額
- 四 前三号に定めるもののほか、委員会が特に理由があると認めるとき。 委員会が定め

文京区立学校施設使用条例施行規則

る割合

- 2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用減免申請書により委員会に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 委員会は、前項の規定により使用料の減額又は免除を承認したときは、使用減免承認書を交付する。

(使用料の還付)

第八条 条例第七条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付することができる場合は、次のとおりとする。

- 一 使用者の責任によらない理由により使用することができなくなつたとき。 全額
- 二 使用日の十四日前までに使用の変更の申請があつた場合において、使用の変更の承認後の使用料が既納の使用料より少なくなり、委員会が相当の理由があると認めたとき。 当該差額の全額

三 使用日の三日前までに使用の取消しの申請があつた場合において、委員会が相当の理由があると認めたとき。 五割相当額

四 前三号に定めるもののほか、委員会が特に理由があると認めたとき。 委員会が定める額

- 2 前項第二号から第四号までの規定により使用料の還付を受けようとする者は、変更等申請書、取消等申請書又は文京区立学校施設使用料還付申請書（別記様式第七号）に使用減免承認書（使用の変更の承認を受けた使用に係る使用料の還付を受けようとするときは、使用変更承認書）を添えて委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

(設備の変更等の申請)

第九条 条例第九条ただし書の規定により学校施設に特別の設備をし、又は変更をしようとする者は、理由書及び設計書等を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用時間)

第十条 学校施設の使用時間は、別表のとおりとし、当該使用時間には、条例第十二条に規定する原状回復に要する時間を含むものとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(使用者の義務)

第十一条 使用者は、学校長の指示に従い、使用が終わつたときは、係員に報告し、必要に応じて点検を受けなければならない。

(インターネット施設予約システムによる手続の特例)

文京区立学校施設使用条例施行規則

第十二条 インターネット施設予約システムによる学校施設の使用の申請、承認、その他の
手続は、この規則に定めるもののほか、施設予約システム規則に定めるところによる。

(委任)

第十三条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

- 1 この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の東京都文京区立学校設備使用条例施行規則の規定により調整した用紙で現に残存するものは、必要な補正を加えたうえ、当分の間使用することができる。

(経過措置)

- 3 昭和五十九年四月一日から同年五月三十一日までの間に学校施設を使用する者の使用料については、この規則による改正後の東京都文京区立学校施設使用条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則 (平成四年六月二六日文教委規則第一二号)

- 1 この規則は、平成四年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の東京都文京区立学校施設使用条例施行規則により調製した別記様式第一号、別記様式第三号及び別記様式第四号は、用紙の残存する限り、所要の修正を加えて使用することができる。

付 則 (平成六年六月二八日文教委規則第五号)

この規則は、平成六年七月一日から施行する。

付 則 (平成一二年一二月二〇日文教委規則第二六号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

付 則 (平成一五年三月一二日文教委規則第一号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区教育委員会規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (令和四年五月一六日文教委規則第六号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和四年八月一日から施行する。

文京区立学校施設使用条例施行規則

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区立学校施設使用条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第十条関係）

名称	区分	使用単位	使用時間
小学校	平日	夜間Ⅰ	午後六時から午後七時三十分まで
		夜間Ⅱ	午後七時三十分から午後九時まで
	土曜日、日曜日、休日 及び休業日	午前Ⅰ	午前九時から午前十時三十分まで
		午前Ⅱ	午前十時三十分から午後零時まで
		午後Ⅰ	午後一時から午後三時まで
		午後Ⅱ	午後三時から午後五時まで
		夜間Ⅰ	午後六時から午後七時三十分まで
		夜間Ⅱ	午後七時三十分から午後九時まで
中学校	平日	夜間	午後六時三十分から午後九時まで
	土曜日、日曜日、休日 及び休業日	午前	午前九時から午後零時まで
		午後	午後一時三十分から午後四時三十分まで
		夜間	午後六時三十分から午後九時まで

備考

- 1 この表において「平日」とは、土曜日、日曜日、休日及び休業日のいずれにも該当しない日をいう。
- 2 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日をいう。
- 3 この表において「休業日」とは、文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号）第三条第一項に規定する休業日（同条第二項の規定により授業を行う日を除き、同項の規定により休業する日を含む。）をいう。

文京区立学校施設使用条例施行規則

No. _____

別記様式第1号（第2条、第7条関係）

文京区立学校施設使用・減額・免除申請書

文京区教育委員会 殿

年 月 日

利用者番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____

(団体の場合は団体名・代表者名)

電 話 ー ー _____

次のとおり使用を申請します。

使用目的	使用予定人員 人		
使用日時	年 月 日 (曜日)	年 月 日 (曜日)	
	午 前 (I ・ II)	午 前 (I ・ II)	
	午 後 (I ・ II)	午 後 (I ・ II)	
	夜 間 (I ・ II)	夜 間 (I ・ II)	
使用施設名称・数量	文京区立 小・中学校	種 目	数 量
		講堂・屋内運動場	
		格 技 室	
		教 室	
		校 庭	
特別設備 附帯設備	有 (内容) 無		
会場使用における責任者	住所 氏名	電話	ー ー
減 額 免 除 の 理 由	次の理由により使用料の減額・免除を申請します。		
学校長の承諾	文京区立 小・中学校長		印
使 用 料 (円) 納付書番号 () ・ 承認書発行 年 月 日			

文京区立学校施設使用条例施行規則

別記様式第2号（第4条―第8条関係）

文京区立学校施設使用・減額・免除承認書

利用者番号
氏 名 様

文京区教育委員会

次のとおり使用を承認します。

使用目的	使用予定人員 人		
使用日時	年 月 日 (曜日)	年 月 日 (曜日)	
	午 前 (I ・ II)	午 前 (I ・ II)	
	午 後 (I ・ II)	午 後 (I ・ II)	
	夜 間 (I ・ II)	夜 間 (I ・ II)	
使用施設名称・数量	文京区立 小・中学校	種 目	数 量
		講堂・屋内運動場	
		格 技 室	
		教 室	
校 庭			
特別設備 附帯設備	有 (内容) 無		
会場使用における責任者	住所 氏名	電話	— —
減額 免除 の 理 由	次の理由により使用料の減額・免除を申請します。		
使 用 条 件	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用に際して、学校長又は係員に、この承認書を提出してから使用すること。 2 使用時間を遵守すること。使用の準備及び後片付けは、使用を承認された時間内に使用者が行うこと。 3 使用承認を受けた学校施設以外の施設を使用しないこと。 4 使用承認の目的以外に使用しないこと。 5 定められた場所以外で火器を使用しないこと（喫煙を含む。）。 6 許可を得た場所のほか、壁面その他に貼紙又は加工をしないこと。 7 学校長の指示に反して使用しないこと。 8 学校教育及び学校施設の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしないこと。 9 施設及び附帯設備等を損傷した場合、使用者は、直ちにその旨を学校長に通知し、損傷箇所を原状に復さなければならない。 		

文京区立学校施設使用条例施行規則

別記様式第3号（第5条、第8条関係）

文京区立学校施設使用変更・還付申請書

文京区教育委員会 殿

年 月 日

利用者番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____

(団体の場合は団体名・代表者名)

電 話 - - _____

次のとおり使用の変更を申請します。

使 用 施 設		文京区立 小・中学校				
使用目的					使用予定人員	人
		使 用 日	使用単位 (※)	種 目	数 量	使 用 料
変 更 内 容	変 更 前	年 月 日 (曜日)	午前 (I・II)	講堂・屋内運動場		円
			午後 (I・II)	格 技 室		
			夜間 (I・II)	教 室		
				校 庭		
	変 更 後	年 月 日 (曜日)	午前 (I・II)	屋内運動場		円
			午後 (I・II)	格 技 室		
			夜間 (I・II)	教 室		
				校 庭		
特 別 設 備 附 帯 設 備		有 (内容 _____) 無				
変 更 理 由						
文京区立学校施設使用条例施行規則第5条第5項の規定により、差額 (①-②-③) _____ 円を納付します。				①	使用料 (変更後)	円
				②	減 免 額	円
文京区立学校施設使用条例施行規則第8条第1項第2号の規定により、差額 (③-①+②) の _____ 円の還付を申請します。				③	既 納 額	円
				④	差 額	円

文京区立学校施設使用条例施行規則

別記様式第4号（第5条、第6条、第8条関係）

年 月 日

文京区立学校施設使用変更承認書

利用者番号

氏 名 様

文京区教育委員会

次のとおり使用の変更を承認します。

使用施設		文京区立 小・中学校				
使用目的				使用人数	人	
		使用日	区 分	種 目	数 量	使用料
変更内容	変更前	年 月 日 (曜日)	午前 (I・II)	講堂・屋内運動場		円
			午後 (I・II)	格 技 室		
			夜間 (I・II)	教 室		
				校 庭		
	変更後	年 月 日 (曜日)	午前 (I・II)	講堂・屋内運動場		円
			午後 (I・II)	格 技 室		
			夜間 (I・II)	教 室		
				校 庭		
特別設備 附帯設備		有 () 無				
変更理由						
①	使用料 (変更後)	②	減 免 額	③	既 納 額	
	円		円		円	
今回請求額 (①-②-③)					円	
今回還付額 (③-①+②)					円	

文京区立学校施設使用条例施行規則

別記様式第5号（第6条、第8条関係）

文京区立学校施設使用取消・還付申請書

文京区教育委員会 殿

年 月 日

利用者番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____

(団体の場合は団体名・代表者名)

電 話 ー ー _____

次のとおり使用の取消しを申請します。

使 用 施 設		文京区立 小・中学校			
使用目的				使用予定人員	人
取 消 内 容	使 用 日	使 用 単 位	種 目	数 量	使 用 料 円
	年 月 日 (曜日)	午前 (I・II)	講堂・屋内運動場		
		午後 (I・II)	格 技 室		
		夜間 (I・II)	教 室		減免の有無 有 (割)・無
		校 庭			
承認年月日		年 月 日			
取消理由					
還 付 申 請	以下のとおり使用料の還付を申請します。			既 納 額	円
	還付の理由	文京区立学校施設使用 条例施行規則第8条第1 項第3号の規定による。		還 付 額	円

文京区立学校施設使用条例施行規則

別記様式第6号（第6条関係）

年 月 日

文京区立学校施設使用取消承認書

利用者番号

氏 名 様

文京区教育委員会

次のとおり使用の取消しを承認します。

使用施設		文京区立 小・中学校		
使用目的			使用人数	人
使用日	使用単位	種 目	数 量	使 用 料
年 月 日 (曜日)	午前 (I・II)	講堂・屋内運動場		円
		格 技 室		
	午後 (I・II)	教 室		減免の有無 有 (割)・無
		夜間 (I・II)	校 庭	
取消理由				
①	既 納 額	円		
②	今回還付額 (①の5割相当額)	円		

文京区立学校施設使用条例施行規則

別記様式第7号（第8条関係）

文京区立学校施設使用料還付申請書

文京区教育委員会 殿

年 月 日

利用者番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____

（団体の場合は団体名・代表者名）

電 話 _____

次のとおり使用料の還付を申請します。

使 用 承 認 書 日	年 月 日発行		
使 用 申 請 書 所 名 住 氏	電 話 _____		
使 用 施 設 名 称 ・ 数 量			
還 付 の 理 由			
使 用 料			

文京区立学校施設使用条例施行規則

別記様式第1号（第2条、第7条関係）

別記様式第2号（第4条—第8条関係）

別記様式第3号（第5条、第8条関係）

別記様式第4号（第5条、第6条、第8条関係）

別記様式第5号（第6条、第8条関係）

別記様式第6号（第6条関係）

別記様式第7号（第8条関係）